

平成30年度鳥取県立高等学校県外志願者の取扱要領

1 県外志願者の取扱い

県外志願者（鳥取県内の中学校出身の者（卒業見込みの者を含む。）で鳥取県内に居住している者以外の志願者をいう。）については、次の(1)又は(2)に該当する場合に本県の県立高等学校に出席することを許可する。

(1) 次表の左欄に掲げる県外指定地域に居住する志願者が、右欄に掲げる本県の県立高等学校に志願する場合

県外指定地域			学 校 名 大学科名（小学科名）
県名	郡市名	町 村 名 等	
兵庫県	美方郡	新温泉町	鳥取工業高等学校 工業学科（建設工学科） 鳥取湖陵高等学校 工業学科（電子機械科） 情報学科（情報科学科）
岡山県	津山市	阿波、加茂町	智頭農林高等学校
	美作市	旧大原町、旧東粟倉村	
	英田郡	西粟倉村	
	真庭郡	新庄村	日野高等学校
新見市	千屋花見、千屋井原、 千屋実、千屋		
鳥根県	松江市	美保関町、八束町	境高等学校 境港総合技術高等学校

出願書類

志願者は、出身中学校の校長を経由して、以下の書類を志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

ア 志願者が準備する書類

- a 入学志願書（様式第4号又は様式第11号）
- b 県外志願者出願届（様式第29号）
- c 当該指定地域に居住していることを証明する志願者の住民票抄本

イ 中学校長が準備する書類

- a 調査書（様式第1号）
- b 学習成績分布表（様式第3号）
- c 志願者数一覧表（様式第6号）
- d 推薦書（様式第5号）（推薦入学者選抜のみ）

(2) 次表の左欄に掲げる特別事情の1又は2に該当する者が、本県の県立高等学校に志願する場合

特 別 事 情	添 付 書 類
1 鳥取県内に居住していて、県外の中学校を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）	志願者の住民票抄本
2 県外に居住していて、鳥取県内に居住地を変更する予定のある者	鳥取県内に居住地を変更することを証明する書類（例：勤務先の転勤証明、転居（予定）先の居住地の契約書の写し、転居先に居住している者の同意書等）

出願書類

志願者は、出身中学校の校長を経由して、以下の書類を志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

ア 志願者が準備する書類

- a 入学志願書（様式第4号又は様式第11号）
- b 県外志願者出願届（様式第29号）
- c 上の表の右欄に掲げる書類

イ 中学校長が準備する書類

- a 調査書（様式第1号）
- b 学習成績分布表（様式第3号）
- c 推薦書（様式第5号）（推薦入学者選抜のみ）

ただし、推薦入学者選抜については、次の「推薦入学者選抜に出願できる学校（科・コース）」以外に出願することはできない。

なお、「推薦入学者選抜に出願できる学校（科・コース）」の出願要件については、県教育委員会のホームページ（P.76）に掲載する。

推薦入学者選抜に出願できる学校（科・コース）（P.28～33参照）

岩美高等学校	普通学科	普通科
八頭高等学校	普通学科	普通科（体育コース）
智頭農林高等学校	農業学科	ふるさと創造科、森林科学科、生活環境科
倉吉農業高等学校	農業学科	生物科
鳥取中央育英高等学校	普通学科	普通科（体育コース）
境高等学校	普通学科	普通科
境港総合技術高等学校	水産学科	海洋科、食品・ビジネス科
	工業学科	機械科、電気電子科
	福祉学科	福祉科
日野高等学校	総合学科	

2 注意事項

- (1) 入学志願書等出願に必要な書類一式（実施要項、志願書等の所定の用紙、様式等データ入りCD等）は、高等学校課又は各教育局で受け取るものとする。（郵送を希望する者は400円切手を貼り、あて先を明記した返信用封筒（縦33cm×横24cm）を高等学校課に送付すること。）
- (2) 入学選抜手数料の納付方法については、鳥取県収入証紙又は現金以外にも、規則で定める他の方法によることができるので、志願先高等学校又は高等学校課に問い合わせること。（P.76）
- (3) この要領に関する疑問点は、高等学校課又は各教育局に問い合わせること。（P.76）